

成障第1596号
令和8年6月19日

訪問入浴サービス事業所 各位

成田市福祉部障がい者福祉課長

訪問入浴サービス費の改定について（通知）

日頃より、本市の障がい者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の地域生活支援事業における訪問入浴サービス費助成の基準額については、成田市地域生活支援サービス費助成規則に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表に規定する訪問入浴介護費等を準用し、算定しているところです。

このたび、令和8年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算に係る見直しが行われたことに伴い、令和8年6月提供分から、本市の訪問入浴サービス費助成の基準額を別添のとおり改定することとしましたので、通知いたします。

なお、改定後の基準額は、令和8年6月提供分から適用します。令和8年5月提供分までについては、改定前の基準額により算定してください。

また、令和8年6月請求分が令和8年5月提供分に係る請求である場合は、改定前の基準額により算定してください。

改定後の基準額は、本市ホームページにも掲載していますので、併せてご確認ください。

https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/chiiki_shien_service.html

貴事業所におかれましては、お手数をおかけいたしますが、本改定の趣旨をご理解いただき、適正な請求事務にご協力くださいますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所障がい者福祉課

電話：0476-20-1539

FAX：0476-24-2367

E-mail：shofuku@city.narita.chiba.jp